

カーボンフットプリント制度試行事業口 意見公募結果報告書

報告日	2011年10月24日				
意見公募実施期間	2011年8月29日 ~ 2011年9月2日				
PCR原案受付番号	PDE-106				
製品の属する分類	アプリケーションサービス				
計画実施事業者等	日本ユニシス株式会社、株式会社日立製作所、日本電信電話株式会社、株式会社NTTデータ、富士通株式会社				
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	3	引用規格およびPCR	PA-AX-02「ポータルサイト・サーバ運営におけるサービスの一種であるICTホスティングサービス」は引用しないのか。	ICTホスティングサービスを利用していたり(附属書に多数記載あり)、共通していたりする部分があるのではない。 後段では、多数箇所でも引用、利用している。	ご指摘の通り、アプリケーションサービスにおいてICTホスティングサービスを利用する場所があるため、認定PCR番号:PA-AX「ポータルサイト・サーバ運営におけるサービスの一種であるICTホスティングサービス」を引用PCRとして定義します。
3	5-2	ライフサイクル段階	ライフサイクル段階を<事業者>3段階、<消費者>3段階と分けて定義しているが、一般消費者にはわかりにくい。	誰が行う行為かで段階を区切っているようだが、一般には理解しにくいと思う。事業者としては自分たちの責任範囲で表示したいという気持ちは分かるが、CFP制度の本来の主旨である、見える化の点からも分かりやすくすべき。 例えば、①調達段階、②サービス提供・維持管理段階、③サービス利用段階、④廃棄・リサイクル段階等の方が分かりやすいのではないかと。 必要に応じて各段階で、サブステージとして設定して、更に、追加表示でサブステージ分を公開すればよいと思う。	サービスでは、事業者によるサービス提供と消費者によるサービス利用が同時に行われるため、プロセスの前後関係を定義することが困難と考えており、事業者と消費者を分けて段階を定義しました。事業者と消費者の繋がりを明記し、一般消費者にも分かり易いライフサイクルフロー図に修正致します。
4	5-2 附属書A	ライフサイクル段階	事業者と利用者で、異なる(名称の)ステージを設定する必要性はないのではないか 「調達段階とは～の3段階に相当する」と規定するなら、「○、○○および○△をまとめて◎とする」としたほうがわかりやすい	PCR策定基準が1本なのだから、「サービス」についてことさら「商品」と違う規定をする必要はないのではないかと。	意見番号3の「御意見に対する考え方」をご参照ください。 ご指摘のとおり修正します。
5	6-6	その他	【サービスに利用される・・・特例】で、カットオフ分の補正として99%で割り戻しをしているが、これは不要。	昨年度にルール改定を行ったときから、割り戻しは実施していないはずですが、そもそも、影響が小さいと断言しているなら、割り戻しをする必要はない。もし、ここで割り戻しをするのであれば、廃棄・リサイクル段階でも割り戻しをしなければならない。	ご指摘の通り、昨年度のルール改定により割り戻しが必須では無くなったため、記述を削除します。
6	7以降全般	事業者一調達段階に適用する項目	各項の規定でデータ収集方法や算定方法についてはすべて「附属書」へという書きぶりとなっているが、本文にも普遍化した考え方の記述が必要ではないか 「この方法しかない・・・」といった厳密な規定をすると、他の合理的な方法での算定は出来なくなってしまうのではないかと	PCRは業界規定、ガイドライン等とは違い、利用者の範囲は広いので、普遍的、原則的な内容が必要。	読み易さの観点から、附属書へまとめて記述しておりましたが、ご指摘を踏まえ、本文内にデータ収集項目や収集方法を記載するよう修正致します。 事業者の算出容易性や、算出方法の統一性を考慮し、ある程度詳細な規程を設定することは必要と考えます。
7	8-6	その他	再生可能エネルギーの使用に関して、CO2排出量相当量を相殺するとあるが、相殺するのは好ましくない。	そもそも、相殺するのではなく、消費エネルギーを計上する時に、再生エネルギーの原単位で計上するのが当然である。	ご指摘の通り、再生可能エネルギーの原単位を用いて計上することとし、記述は削除しました。
8	14-3	追加情報の表示	追加情報は、規定されているもの以外は記載出来ないようになっているが、それ以外の記載は必要ないのか。	算定では1年間になっているが、耐用年数をマークの近くに記載することはないのか。(耐用年数を長くするために、機器類を増やして、結果的に1年間のGHG量が多くなっている場合などへの対応)	CFP検証パネルにおいて適当と認められた内容であれば、任意項目も追加表示できるように追記をします。
9	附属書H		契約書の廃棄方法がシュレツダーに限定している書き方になっているが、その他の処理方法も考えられるため、シュレツダーに限定しない方がよいのではないかと。		シナリオが実態と異なる場合は、自社実績に基づいてシナリオを定義することができるよう附属書に記載していましたが、ICT基盤環境解約プロセスのライフサイクルGHG排出量は、全体に占める影響度が低いため、算定対象外としました。よって、附属書Hは削除いたします。
10	附属書全般		算定する事業者にとっては、詳細に計算方法が記載されていて、よいのかもしれないが、規定として、PCRにここまで細かく記載するのは如何なものか。	規定として、計算式まで定義すると、それ以外の方法を認めないということになるので、PCRでは必要な内容のみ記載すべき。附属書に記載の内容は、詳細で素晴らしいものだと思うので、この内容を業界としての手引書(解説書)として、発行するのがよいと思う。	事業者の算出容易性や、算出方法の統一性を考慮し、ある程度詳細な規程を設定することは必要と考えます。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上